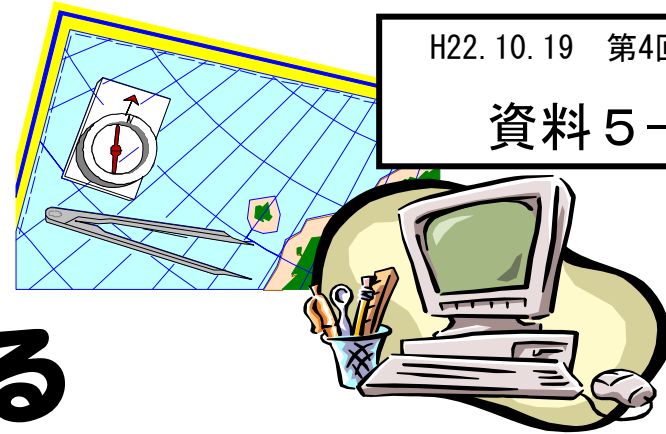


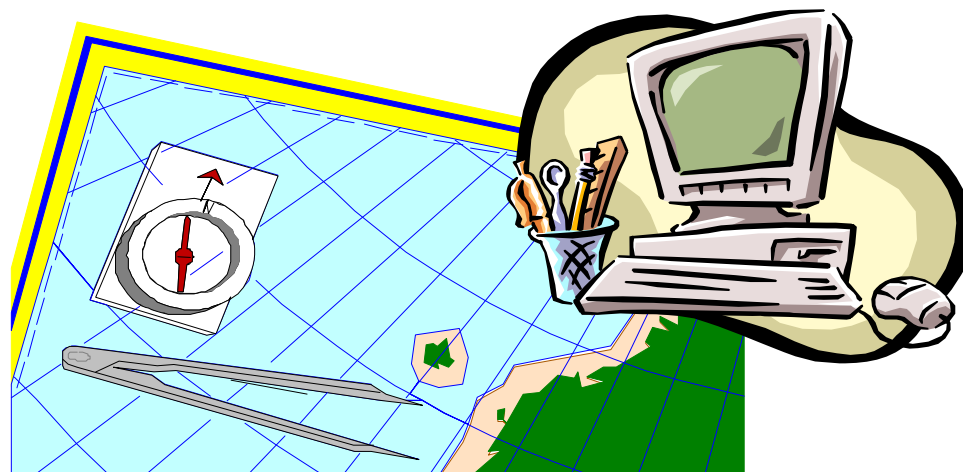


# 地理空間情報における 個人情報の取扱い・二次利用促進 に関するガイドラインについて

## 内容

- 検討の背景及び概要
- 個人情報の取扱い
- 知的財産権の取扱い

国土地理院 企画部 地理空間情報企画室長 田中 宏明



# 検討の背景及び概要



- 目指すべき地理空間情報高度活用社会
- ガイドラインの目的と解決すべき課題
- ガイドラインの基本的性格

# 目指すべき地理空間情報高度活用社会

- 基盤地図情報を用いて災害、地質、環境などの各種情報の位置的整合性の確保
- 個人情報や二次利用のルールを策定し、円滑な流通のための環境整備
- 国・地方公共団体の保有する地理空間情報の活用により新産業・サービスの創出



# ガイドラインの目的と解決すべき課題

## ＜ガイドライン目的＞

基本法及び基本計画に基づき、  
個人情報、知的財産権等の適正な取扱いを示し、地理空間情報の円滑な提供・流通の促進

### 現状の課題

#### ＜個人情報＞

- ・ 個人情報該当性の判断がつかないと円滑な利用・提供が促進できない
- ・ 個人情報の保護と地理空間情報の提供・流通促進の両立を図る

### 解決すべき事項

地理空間情報における  
個人情報該当性の考え方を明確化

地理空間情報の提供・流通  
を見据えた個人情報保護対策

#### ＜知的財産権＞

- ・ 著作権に関する紛争を未然に防止

地理空間情報の  
適切な著作権処理の方法

- ・ 提供側も利用側も地理空間情報を安心して扱える

提供・流通を促進する  
利用約款等の在り方

# ガイドラインの基本的性格

## ■ 適用対象

- ・ 行政機関（国の機関）
- ・ 地方公共団体及び地方公共団体に設置されている行政委員会
- ・ 独立行政法人及び地方独立行政法人

## ■ 取り上げる典型的な地理空間情報

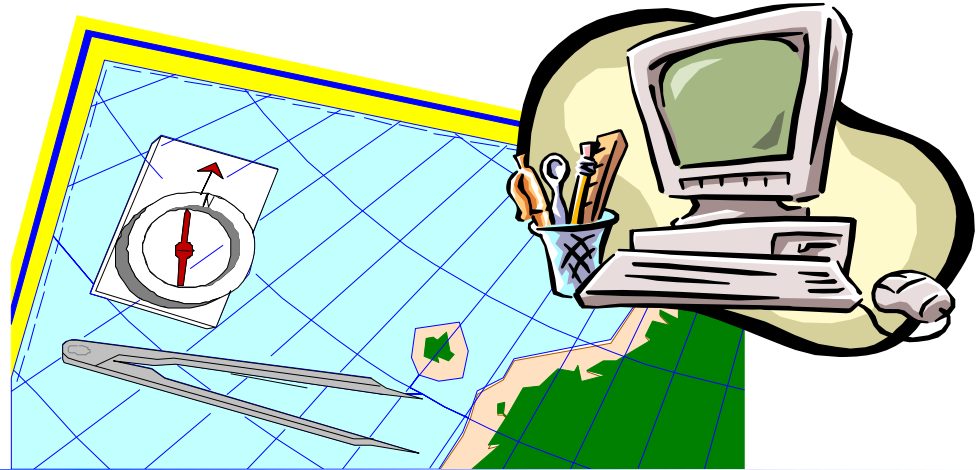
地図、台帳情報、統計情報、空中写真・衛星画像

## ■ ガイドラインの性格

法的拘束力を有しない

各府省が所管する個別法（個人情報保護法、著作権法、統計法、測量法等）における地理空間情報に係る取扱いの解釈を整理

※関連する法令、条例、規則等に照らした利用・提供の可否について判断を行う際、ガイドラインの示す考え方を参考



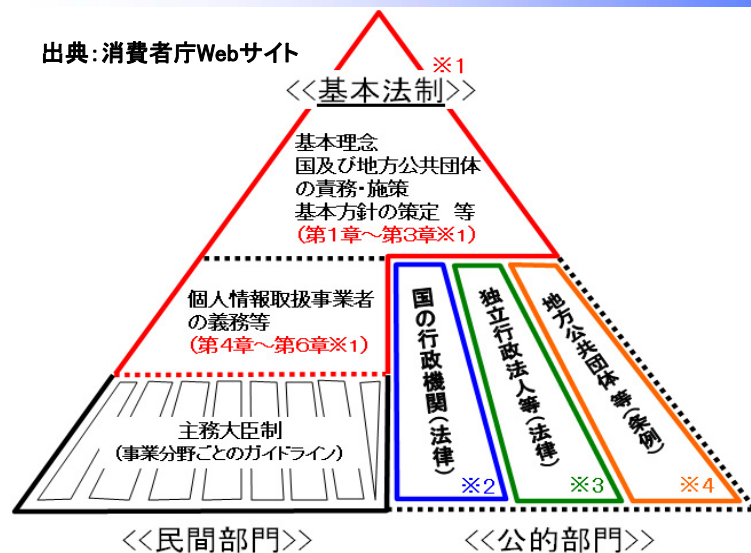
# 個人情報取扱

- 個人情報該当性
- 地理空間情報の提供可否判断フロー
- 利用目的以外の利用・提供制限の例外
- 利用・提供推進の考え方  
(ハザードマップ、災害時要援護者情報、空中写真)
- 各段階での個人情報保護対策



# 個人情報該当性

出典: 消費者庁Webサイト



※1 個人情報の保護に関する法律

※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

※3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

※4 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例

## 個人情報の取扱いの考え方

● 個人情報に該当する範囲を広く捕らえた「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき取扱いの考え方を整理

## 個人情報該当性の判断

● 行政機関個人情報保護法の個人情報の定義に基づき当該情報単体又は他の情報との照合により特定の個人を識別できるか

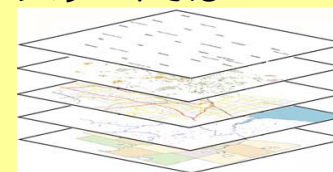
## <個人情報該当性>

|                       |  |         |           |                       |               |                |            |                                                                            |           |
|-----------------------|--|---------|-----------|-----------------------|---------------|----------------|------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 東京都世田谷区成城〇丁目1333-3    |  |         | 全部事項証明書   |                       | (土地)          |                |            |                                                                            |           |
| 【表題部】                 |  |         | (土地の表示)   |                       | 調製 平成11年9月22日 | 地図番号           | 余白         |                                                                            |           |
| 【不動産番号】 1234567891012 |  |         |           |                       |               |                |            |                                                                            |           |
| 【所在】                  |  |         | 世田谷区成城〇丁目 |                       |               | 余白             |            |                                                                            |           |
| 【①地番】                 |  | 【②地目】   |           | 【③地積】                 |               | m <sup>2</sup> | 【原因及びその日付】 | 【登記の日付】                                                                    |           |
| 1353番3                |  | 宅地      |           |                       |               | 485            | 13         | 1353番10分筆                                                                  | 平成4年3月16日 |
| 余白                    |  | 余白      |           | (余白)                  |               | (sample)       |            |                                                                            |           |
|                       |  |         |           |                       |               |                |            |                                                                            |           |
| 【甲区】 (所有権に関する事項)      |  |         |           |                       |               |                |            |                                                                            |           |
| 【順位番号】                |  | 【登記の目的】 |           | 【交付年月日・交付番号】          |               | 【原因】           |            | 【権利者その他の事項】                                                                |           |
| 1                     |  | 所有権移転   |           | 平成12年9月12日<br>第57087号 |               | 平成12年1月12日相続   |            | 共有者<br>世田谷区喜多見〇丁目〇番〇号<br>持分の5分の3<br>山田太郎<br>世田谷区喜多見△丁目△番△号<br>5分の2<br>山田一郎 |           |

過去の判例等から  
**地番や住居番号等の特定の土地や建物の所在を示している場合**、一般に何人も閲覧等が可能で不動産登記情報等と照合することにより、特定の個人を識別できる可能性がある。

なお、地理情報システムでは・・・

- ・ 多様な描画表示
- ・ データマッチング
- ・ 空間解析



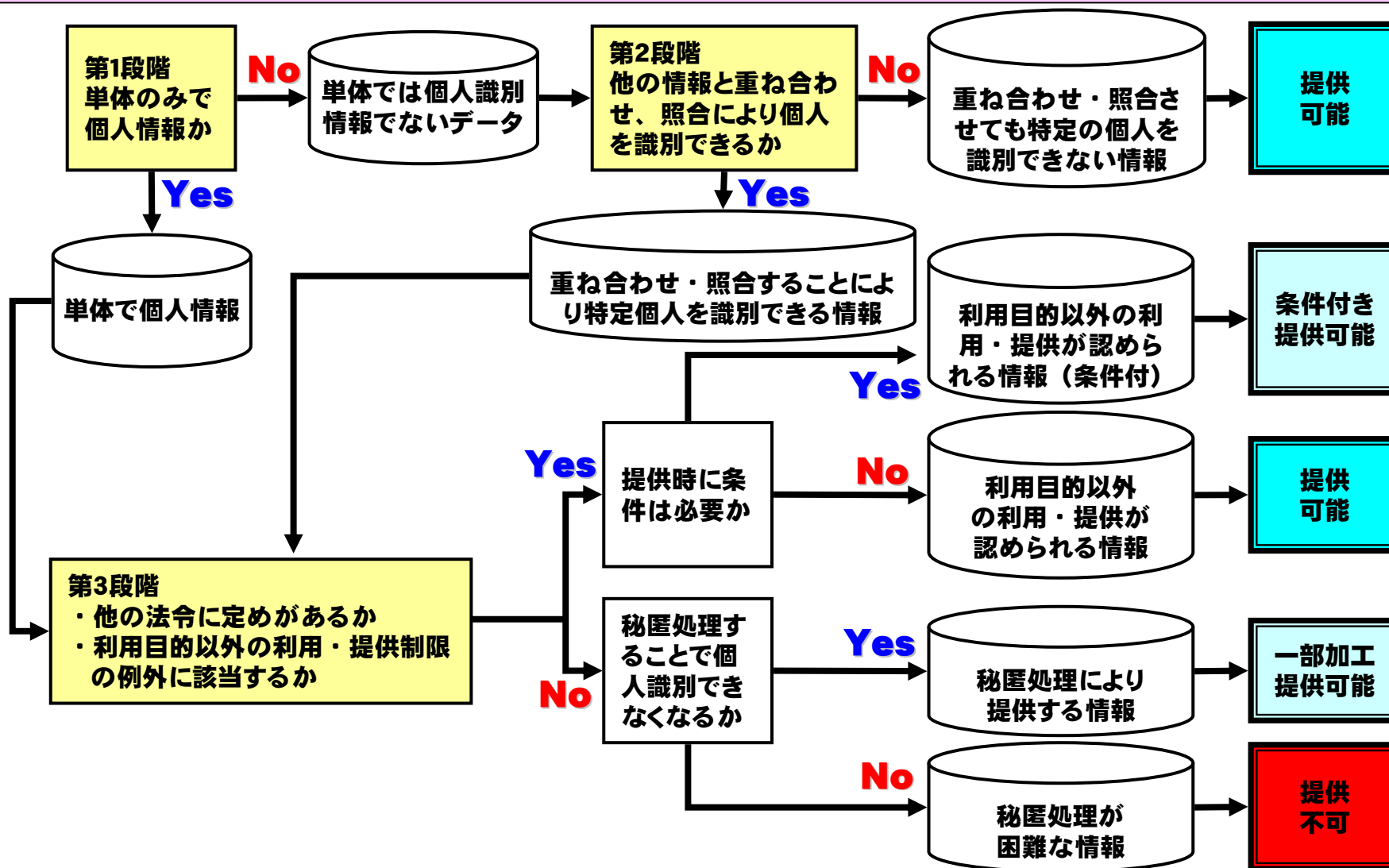
一般に個人識別性のない複数情報がGISにより、データ処理・表示しても個人識別に至ることはないが、特定の個人が極めて小数のグループに絞り込まれる場合がある。

集計分類の工夫等の措置が必要

# 地理空間情報の提供可否判断フロー

## 前提

- ・ 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する（個人情報の保護に関する法律）
- ・ 行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）





# 利用目的以外の利用・提供制限の例外

個人情報とは、原則として利用目的に即して取り扱う必要がある。

ただし、

行政機関個人情報保護法では、

**国民負担の軽減、行政効率の増大、本人や公共の利益の増進につながる場合には、一定の例外が認められている。**（宇賀克也 著「個人情報保護法の逐条解説」）

※利用・提供に伴う個人の権利利益を不当に侵害する恐れがあると認められるときを除く

## ＜例外規定（行政機関個人情報保護法第8条）＞

他の法令に基づく場合

本人の同意・本人への提供

行政機関内部の利用で相当な理由がある

他の行政機関等への提供で相当な理由がある

専ら統計作成又は学術目的

明らかに本人の利益になる

提供することに特別の理由がある

### 特別の理由があるとされた事例

- ・厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を円滑に行うため、社会保険庁が健康保険喪失被保険者ファイルを企業年金連合会に提供

## 地方公共団体における典型的な例外規定

諮問機関の答申に基づく判断

個人の生命・身体又は財産の保護

出版、報道、法令等の規定により公

犯罪予防等の公共の安全と秩序維持

公共的団体等への提供

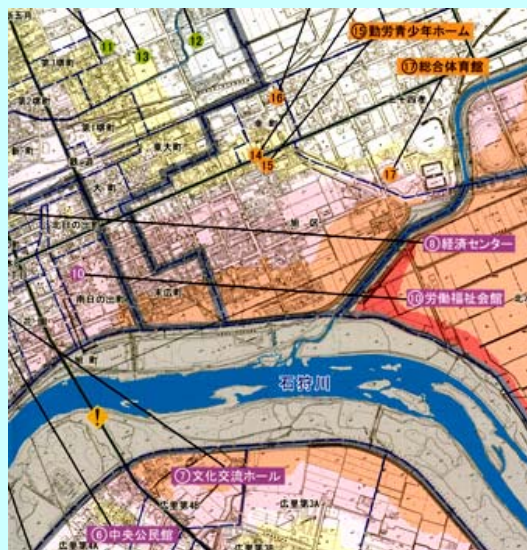
### 諮問機関で了解が得られた事例

- ・裁判所から民事執行法に基づく不動産の評価命令を受けた評価人に森林簿及び森林計画図を提供

地方公共団体においては、個々の個人情報保護条例により異なる。

# 利用・提供推進の考え方（ハザードマップ）

## ＜個人情報該当性＞



深川市洪水避難地図（洪水ハザードマップ）

ハザードマップは、  
地域住民に自然災害の危険度の認識、自主  
的な防災活動を促すことが目的



地図に被災想定区域や避難場所・避難経路  
などの防災関係施設の位置などを表示した  
ものであり、**個人情報に該当する情報は含  
まれない**（地番や住居番号が明示されている場合を除く）。

## ＜利用・提供の考え方＞

**その多くは個人情報に該当しない  
利用・提供に際して特段の制約はない**

## ただし、防災上の見知から

災害時援護者名を重ね合わせ、  
要援護者マップ等として、目  
的に応じ二次利用する場合

**個人情報保護条例の例外規定の適用を吟味**  
（例外規定の例）「生命、身体、財産保護のため、緊急か  
つやむを得ないとき」、「本人の同意があるとき」等

# 利用・提供推進の考え方（災害時要援護者情報）

## <個人情報該当性>

災害時要援護者情報の明確な定義はなく、一般に当事者の

- ◆住所、氏名
- ◆身体状況
- ◆家族構成
- ◆介護者状況
- ◆緊急連絡先 等から構成

災害時要援護者情報のうち、

- ・当事者の住所、氏名は特定の個人を識別できる部分に該当
- ・その余の部分も私的な情報  
⇒個人情報を除いても、一般に個人の権利利益を害する恐れがある

## <利用・提供の考え方>

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（内閣府）」：積極的な取組を推奨

避難支援のための目的外利用、災害時に避難支援に携わる民生委員や自主防災組織等への提供

その際の行政機関等の共有について

| 利用・提供先      | 基本的な考え方                                                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政機関等の内部利用  | 例外規定に該当（相当の理由のあるとき）<br>避難支援のための適切な行政目的に即したものである限り、情報の利用・提供は特段の問題は無い。                   |
| 行政機関等相互間の提供 |                                                                                        |
| 第三者への提供     | 例外規定に該当する場合が多い（明らかに本人の利益）<br>緊急時を除き、条例や契約による守秘の義務化や避難支援以外の利用目的を禁止する誓約書を求める等、情報の流通防止の徹底 |



# 利用・提供推進の考え方（空中写真）

## ＜個人情報該当性＞



現在の技術水準：デジタル航空カメラにより地上画素寸法5cm程度の撮影が可能となり人影程度であれば識別可能

人の顔や自動車ナンバーの判読は依然困難。また、撮影時に記録される情報は、撮影諸元等であり、他の情報と照合した場合でも特定の個人を識別するには至らない。

## ＜利用・提供の考え方＞

**個人情報に該当しない。**

**利用・提供に際して、**

**個人情報保護の観点から特段の制約はない。**

**ただし・・・**

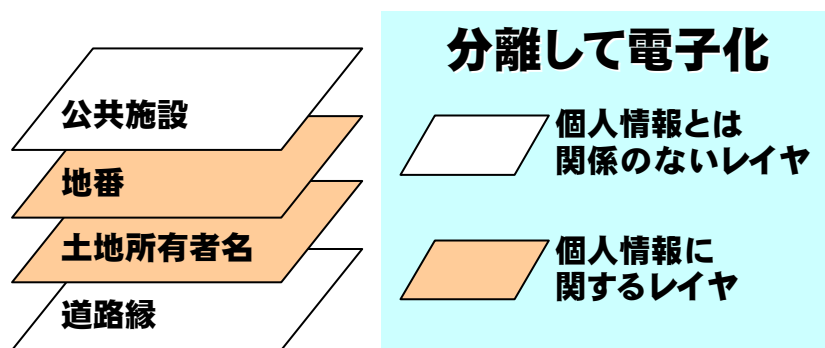
空中写真の特性上、  
塀で囲まれ公道から見えない場所  
などの情報が含まれる

**※プライバシーや防犯の観点から  
一定の配慮（画像解像度の低減）  
が必要となる場合もある。**

# 各段階での個人情報保護対策

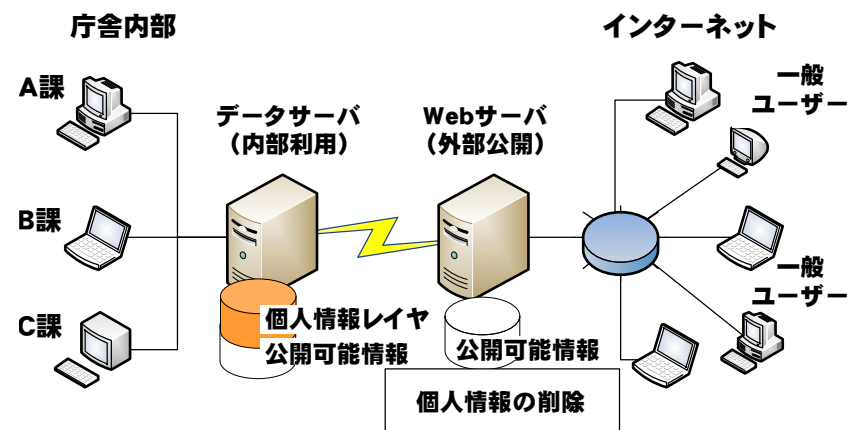
## <整備段階>

○個人情報を分離して整備



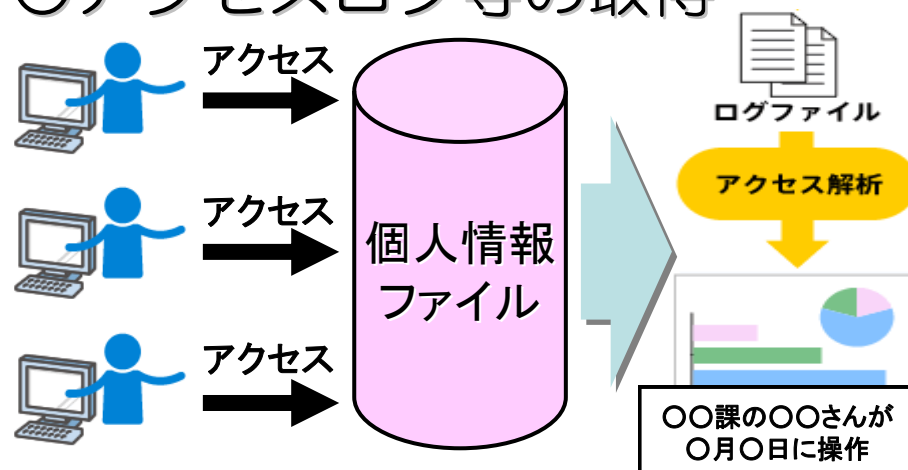
## <提供・流通段階>

○サーバーを分離

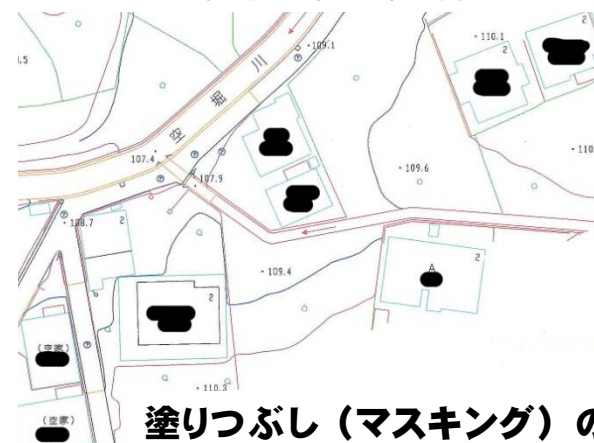


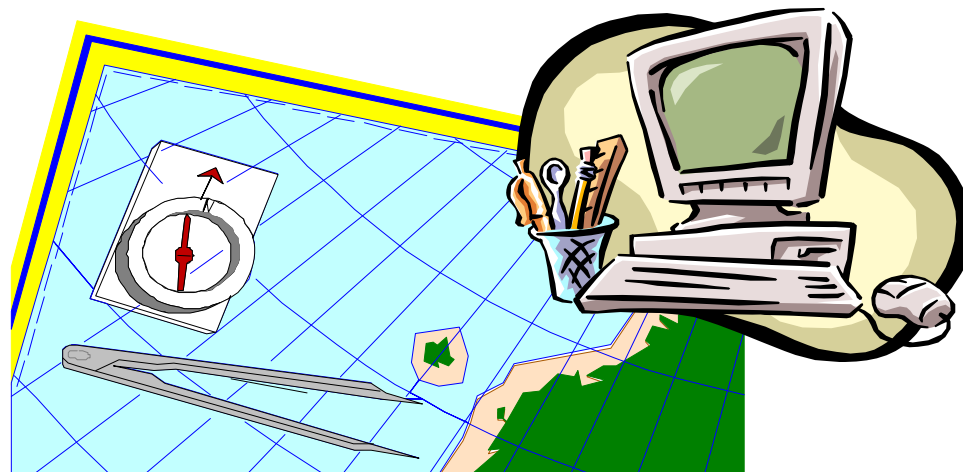
## <管理段階>

○アクセスログ等の取得



○個人情報を分離できない場合、  
加工処理や提供制限





# 知的財産権の取扱い

- 地理空間情報の著作物性の有無の考え方
- 地図の著作物性について
- 権利処理上の留意点
- 提供・流通を促進する利用約款等の在り方
- 利用・提供推進の考え方  
(1/2500都市計画基本図、空中写真)



# 地理空間情報の著作物性の有無の考え方

## 著作物の定義「著作権法」第2条第1項第1号

著作物とは、「①思想又は感情を②創作的に表現したものであつて、③文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と3つの要件

地理空間情報は

著作権法上、①「地図又は図形の著作物」、②「写真の著作物」、③「編集著作物」、④「データベースの著作物」に該当する可能性がある。

※対象とする地理空間情報の全てが著作物に該当するわけではない。

| 著作物の分類     | 該当する可能性のある地理空間情報         |
|------------|--------------------------|
| 地図又は図形の著作物 | 地図（地図の著作物）、台帳の付図（図形の著作物） |
| 写真の著作物     | 空中写真                     |
| 編集著作物      | 台帳、統計資料                  |
| データベースの著作物 | データベースとして地図データが記録されているもの |

### 判断基準

①創作性が発揮される余地があるか

及び

②その表現が著作権法上の創作性と評価できるか

# 権利処理上の留意点

## COPY RIGHT

著作権は原始的には  
著作物を創作した  
著作者に帰属

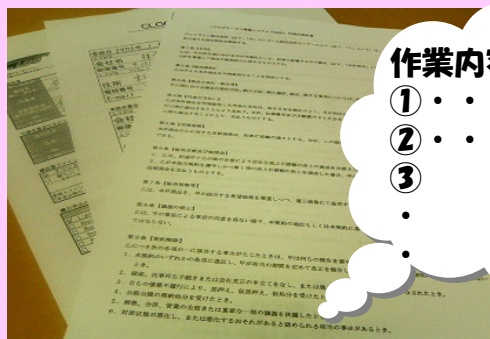
行政機関等が外部委託して地理空間  
情報を整備した場合、一般に受託者  
が著作者になる。

一方、過去の判例によると、



発注者が数多くの資料を提供して枝葉末節に至るまでこと細かく具体的に指示した場合は、発注者が整備を行った者として著作者になる。

同じ種類の図面の発注においても作業規程、提供資料、指示等によって著作権の帰属先は異なる可能性がある



### 作業内容（仕様詳細）

- ① . . . . .
- ② . . . . .
- ③ . . . . .
- ⋮

外部委託の場合、  
著作権等の帰属先や行使等の権利処  
理について、仕様書・契約書にあら  
かじめ明確に規定しておくことが望  
ましい

# 提供・流通を促進する利用約款のあり方



＜利用約款の目的＞提供側も利用側も地理空間情報を安心して扱える

## ＜記載することによるメリット＞

- ・ 提供する情報の利用範囲、提供内容、注意事項等を提示し、利用者の理解を図れる。
- ・ 行政事務の簡素化が行える。
- ・ 利用の際、利用者の意思（同意）を明瞭に確認できる。

＜参考：利用約款に記載する主な記載内容とその必要性＞

| 主な記載内容    | 記載する必要性                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------|
| 提供目的      | 提供目的を示し、利用者の誤認識を未然に防止。                                 |
| 著作権の所在    | 権利関係や利用範囲を明示することにより、著作権侵害を未然に回避。                       |
| 利用上の注意    | 利用者が利用目的を果たすことが出来るかの判断事項として、作成年月、内容、精度等を示す。            |
| 禁止事項      | 法令や公序良俗に反する行為の禁止                                       |
| 免責事項      | 提供情報によって利用者側に被害が発生した場合、賠償責任問題の免責                       |
| 提供システムの運用 | システム障害等による提供の予告なしの停止、変更、中断などを行うことの注意やシステム操作時の推奨環境等を示す。 |

# 利用・提供推進の考え方 (1/2500都市計画基本図)

## <著作物性>

○「地図の著作物」に該当するとされる行為

地物の  
取舍選択

注記位置・向き  
及び地物の転位  
(素材の配列)

地図の整飾  
やサイズ  
(レイアウト)

総描  
(地物の表現)

○ベクトル形式の地図データファイルが「データベースの著作物」として保護されるには（著作権法から）

データベースでその情報の選択  
又は体系的な構成によって創作性  
を有するもの

○「地図の著作物」として・・

作業内容等は作業規程等で詳細に規定  
⇒選択の自由度が少なく創作性を発揮  
する余地を大幅に制限  
⇒創作性があっても全体でなく部分的

保護対象となる部分は極めて限定的

○「データベースの著作物」として・・

地理情報標準（JPGIS）と国土交通省  
の都市計画GIS導入ガイダンスの既定仕  
様に基づく製品仕様書に従って作成  
⇒創作性を発揮する余地がない

著作物性が認められる可能性はない

## <利用・提供の考え方>

仮に著作物性が認められても極めて限定的。  
流通を妨げることの無いよう、著作権の権利処理を  
適切に実施

# 利用・提供推進の考え方（空中写真）

## <著作物性>

測量作業として実施する空中写真撮影の場合

仕様書や作業規程  
に則って作業

撮影縮尺、撮影高度、オーバー  
ラップ を詳細に規定  
→ 創作性を発揮するような判断を  
行う余地は少ない。

地形や地物そのものを  
忠実に表現、表示が目的

主題決定や被写体の選択はない。  
色調補正等は「思想又は感情」  
が創作的に表現されたものに該当  
する可能性は低い。

空中写真に著作物性が認められる可能性は極めて低い

## <利用・提供の考え方>

著作物性が認められる可能性は極めて低いが完全否定できない。  
流通を妨げることの無いよう、著作権の権利処理を適切に実施



# まとめ

提供・流通に向けた解決すべき課題

## 個人情報の取扱いに関するガイドライン

- ・地理空間情報における個人情報該当性の考え方
  - ⇒地番や住居番号は、他の情報と照合することで特定の個人を識別できる可能性がある。
  - ⇒空中写真、多くのハザードマップは個人情報を含まない。また、災害時要援護者情報は個人情報となるが、例外規定に基づき利用・提供が可能。
- ・個人情報保護対策の在り方
  - ⇒個人情報は、あらかじめ分離して整備・更新し、個人情報以外の地理空間情報の提供・流通を促進。

## 二次利用促進（知的財産権等の取扱い）に関するガイドライン

- ・地理空間情報の適切な著作権処理の実施
  - ⇒著作権等の帰属先や行使等に関する権利処理を仕様書や契約書に明確にしておく。
- ・提供・流通を促進する利用約款の在り方
  - ⇒提供側も利用側も地理空間情報を安心して扱えるようにするため、利用約款に地理空間情報の内容、著作権の所在、利用条件、免責事項、推奨環境等の事項を記載。

地理空間情報の積極的な利用・提供が促進

地理空間情報高度活用社会の実現